

通所介護重要事項説明書

<令和 6 年 6 月 1 日 現在 >

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 048-583-6546 (午前8:30~午後5:30)

担当 生活相談員

* ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

2 デイサービスひびきの概要

(1) 提供できるサービスの種類 通所介護サービス及び付随サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	デイサービスひびき
所在地	深谷市長在家3976番地
介護保険指定番号	1174601201
サービスを提供する主たる対象地域	深谷市・熊谷市・寄居町・小川町・嵐山町

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 当センターの職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	(兼務) 1名	名	サービス管理全般
生活相談員	1名	名	生活上の相談等
機能訓練指導員	(兼務) 1名	名	リハビリテーション 機能回復訓練等
事務職員	(兼務) 1名	名	一般事務・料金請求等
看護師・准看護師	(兼務) 1名		医療、健康管理業務等
介護職員	利用者人数に応じ 必要と認められる人数		日常介護業務等

(4) 設備の概要

定員	30名	静養室	1室
食堂	1室	機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽と 檜風呂があります。	相談室	2室
		送迎車	6台

(5) サービス時間 (通常規模型)

午前9:30~午後4:30 (ただし、土、日曜日、1月1日~1月3日を除く)

緊急連絡先 デイサービスひびき 電話 048-583-6546

3 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。

- ① 送迎：送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。送迎エリア外利用者はご相談ください。
- ② 食事：栄養士が作成する献立を料理。口腔機能に合せた食事形態で提供します。治療食はご相談ください。
- ③ 入浴：利用者の状態に合せ介助浴、リフト浴、特別浴を提供します。
- ④ 機能訓練：介護計画に沿って、機能低下を防ぐためおよび日常生活に必要な基本動作訓練を行います。
- ⑤ 趣味活動：利用者の希望に沿って諸活動を行います。
- ⑥ 生活相談：利用者およびその家族の日常生活における介護、環境整備、手続関係等に関する相談、助言を行います。

4 料金

(1) 別紙1をご覧ください。

(2) 支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、指定日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合……………入所日の翌日
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要支援・要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合……………非該当（自立）となった日
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合……………死亡日の翌日

④ その他

- ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを15日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがございます。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営方針

事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者のもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助いたします。施設の持つ様々な機能を生かして、施設全体で利用者の生活を援助します。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

- *送迎時間：あらかじめ利用者の方と相談し決定いたします。行事等を実施するときは、通常の送迎時間と異なる場合がありますのでご注意ください。
- *体調確認：送迎車を利用される時間や、施設に到着したときに利用者の方の状態を把握し、体調を確認します。
- *時間変更：ケアプランに基づいた時間でのご利用になりますが、変更を希望される方は、ご相談ください。

7 事故発生時の対応

- ① 利用者に対し事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、その内容によって北部福祉事務所、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- ③ 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には双方協議のうえ決定いたします。利用者が賠償すべき事故を発生させた場合も同様とする。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

9 非常災害対策

*防災の対応：消防計画に基づき、速やかに消化活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。

*防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。

*防火訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員および利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

10 サービス内容に関する苦情

通所介護に関する相談、要望、苦情等は相談窓口担当もしくは、下記窓口までご連絡ください。

☆サービス相談窓口☆

① ひびき

担当者 生活相談員

管理者 土居 敦志

電話 048(583)6546 【受付午前9時～午後5時まで】

② その他

深谷市 担当 長寿福祉課 電話 048(574)6645

熊谷市 担当 長寿いきがい課 電話 048(524)1111

大里広域市町村圏組合 介護保険課 電話 048(501)1330

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048(824)2568

③ 第三者委員

市川 将史 電話 080(3313)5271

④ 第三者評価の実施 無

11 事業所の概要

法人名称 社会福祉法人 両宜会

代表者 理事長 藤間 太郎

法人本部所在地 深谷市長在家3976番地

電話 048-583-6546

法人設立 平成18年11月1日

【別紙 1】

○ 料金

① 通所介護費（利用者負担割合 1 割の場合） (日)

区 分	5 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 8 時間未満
要介護 1	5 7 8 円	5 9 3 円	6 6 8 円
要介護 2	6 8 3 円	6 9 9 円	7 8 8 円
要介護 3	7 8 8 円	8 0 8 円	9 1 3 円
要介護 4	8 9 3 円	9 1 4 円	1, 0 3 8 円
要介護 5	9 9 8 円	1, 0 2 3 円	1, 1 6 4 円

通所介護費（利用者負担割合 2 割の場合） (日)

区 分	5 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 8 時間未満
要介護 1	1, 1 5 6 円	1, 1 8 5 円	1, 3 3 5 円
要介護 2	1, 3 6 5 円	1, 3 9 8 円	1, 5 7 6 円
要介護 3	1, 5 7 6 円	1, 6 1 5 円	1, 8 2 6 円
要介護 4	1, 7 8 5 円	1, 8 2 8 円	2, 0 7 5 円
要介護 5	1, 9 9 6 円	2, 0 4 5 円	2, 3 2 8 円

通所介護費（利用者負担割合 3 割の場合） (日)

区 分	5 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 8 時間未満
要介護 1	1, 7 3 4 円	1, 7 7 7 円	2, 0 0 2 円
要介護 2	2, 0 4 8 円	2, 0 9 6 円	2, 3 6 4 円
要介護 3	2, 3 6 4 円	2, 4 2 2 円	2, 7 3 8 円
要介護 4	2, 6 7 7 円	2, 7 4 1 円	3, 1 1 2 円
要介護 5	2, 9 9 4 円	3, 0 6 7 円	3, 4 9 2 円

※地域区分 10.14 円を含んでいます。

② 加算

入浴介助加算（Ⅰ）	1 日につき	4 0 円
入浴介助加算（Ⅱ）	1 日につき	5 5 円
中重度者ケア体制加算	1 日につき	4 5 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 日につき	2 2 円
栄養アセスメント加算	1 月につき	5 0 円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	6 ヶ月に 1 回	5 円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	1 月に 2 回	1 5 0 円
科学的介護推進体制加算	1 月につき	4 0 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1 月につき	9. 2 %
地域区分		1 0. 1 4 円

③ その他の料金

- ・昼食代 1食あたり 600円です。(おやつ代も含む)
 ただし、前日キャンセルについては300円(50%)
 当日キャンセルについては600円(100%)
- ・教養娯楽費 1日 50円(作品制作の場合 1回 200円～300円)
- ・外出レクリエーションに係る費用、趣味活動等の材料費は実費となります。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払えない場合があります。その場合は、一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口
に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。